

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 一般重要案件(3)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43795">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43795</a>

地方自治制度に関する米側質問

秘  
無期

近原實保

北米局長  
参事官  
北米課長

わが国地方自治制度に因り米  
例使用に付て

(42.7.11.)  
米比

1. 11日午後ア-ストロフ書記長は先にもハ-ル書記長  
より一版の形式で北米課長に使用したわが国

地方自治制度に因り、之らに具体的には使用を認めら  
れ、次の通り述べた(渡辺、横田、志保)

(1) 米例に因りて有るものは (1) 国と都道府県と  
の間の公務員交流及び (2) 国から都道府県

への財政援助の二分野である。これらに付て、  
沖澤問題との関連、実際の説明を得べく、

今後何回か会合して、ワシントンへの回答を作成  
して貰ふ。琉球等との関係研究を促す

まゝに付て、該項を付して、併存知照、付し  
取入らる。

(2) 米の人事交流に付ては、わが国の例を實際に  
とり作る。(米の公営企業等を含む)

(1) 国(各省)とこの県との間の人事交流の  
統計的資料(人数、在勤年数、地方公務員  
と~~米~~ (即ち国家公務員との比率、県の富強と  
米向公務員数との相関係数等)

(2) 該項の及ぶ實際的は、  
(1) 米向の場合の等級等の変動

(2) 米向期間の年金等の計算の際の取  
扱

(3) 米向期間中はわが国の指揮系統に服  
するが、米向後帰国の場合の米比等

は、どのように決定されたか、虫問は、  
そのほか昇進にいかほどの影響を

及ぼすか、等

(2) 虫問中の論争等

(4) 試験の内容等

(3) 各省の虫問者中、アドバイザーの存在の  
有無に  
よる結果

あるか

事務相当経費、及

(3) 財政援助については、国政、国税を差し、  
国内税を念に、税関に對する援助と本土の

かの果に對する援助とを、できるだけ詳細に比較  
したものを承知した。

2. よ、以上につき、必要に依り、<sup>省</sup>自治を  
通じて、関係果に照会することを念に、調査の  
結果

とて返した。